

# 傾向と対策

## 出題基準と出題実績

出題基準		
大項目	中項目	小項目 (例示)
1 社会調査の意義と目的	1) 社会調査の意義と目的	
	2) 社会調査の対象	
2 統計法	1) 統計法の概要	
3 社会調査における倫理	1) 社会調査における倫理	
4 社会調査における個人情報保護	1) 社会調査における個人情報保護	
5 量的調査の方法	1) 全数調査と標本調査	・母集団、標本、標本抽出 ・その他
	2) 横断調査と縦断調査	
	3) 自計式調査と他計式調査	
	4) 測定	・測定の水準、測定の信頼性と妥当性 ・その他
	5) 質問紙の作成方法と留意点	・デジタルバーベル質問、バーチャルな質問とインバーチャルな質問 ・その他
	6) 調査票の配布と回収	・訪問面接調査、郵送調査、留め置き調査 ・その他
	7) 量的調査の集計と分析	・コーディング ・単純集計と記述統計、質的データの関連性(クロス集計)、量的データの関連性(散布図、相関と回帰) ・その他
6 質的調査の方法	1) 観察法	・非参与観察法、参与観察法、統制的観察法 ・その他

出題実績				
第31回(2019年)	第32回(2020年)	第33回(2021年)	第34回(2022年)	第36回(2023年)
・社会調査の種類 [84]	・社会調査の種類と意義 [84]	・政府が行う社会調査の対象 [84]		・社会調査 [84]
	・統計法 [85]		・統計法 [85]	
		・社会調査の倫理 [85]	・社会調査の倫理や個人情報保護 [84]	
		・標本調査 [86]	・社会調査の倫理や個人情報保護 [84]	・標本調査 [86]
	・調査対象者の抽出 [86]	・横断調査と縦断調査 [87]	・横断調査と縦断調査 [85]	・量的調査 [86]
・測定と尺度 [86]	・測定尺度 [87]	・質問紙の作成に当たつての留意点 [88]	・質問紙調査 [86]	・測定と尺度 [87]
	・質問紙の作成 [88]	・調査票の配布と回収 [89]	・質問紙の作成に当たつての留意点 [88]	・質問紙を作成する際の留意点 [88]
・調査票の回収後の手続き [87] ・量的データの集計や分析 [88]	・量的調査の集計と分析 [89]	・観察法 [90]	・調査票の回収後の手続き [87] ・集計結果～事例 [88]	・観察法 [89]
		・観察法 [90]	・観察法 [89]	・参与観察 [89]

※【】内は国家試験に出題された番号です。

大項目	中項目	小項目 (例示)
	2) 面接法	・自由面接法、構造化面接、半構造化面接 ・その他
	3) 質的調査における記録の方法と留意点	
	4) 質的調査のデータの整理と分析	・調査結果の図表化、クラウドサービス ・リアプアローチ ・その他
	7) 社会調査の実施に当たってのITの活用方法	1) 社会調査の実施に当たってのITの活用方法

## 傾向

社会調査とは、社会的対象について、直接データを収集、集計・分析をすることである。社会福祉における調査の目的は、社会福祉の実態（現状およびニーズ）を把握し、対応するサービスや方策の問題を明らかにすることによって、問題解決や実践活動の改善のための資料を提供することである。したがって、社会調査は社会福祉士にとって不可欠な知識と技法であるといえよう。

第35回試験では、7問が出題された。以下、出題基準の項目に沿って分析する。

### 1 社会調査の意義と目的

第31回と第32回、第35回には、社会調査の種類と意義、第33回には、政府が行う社会調査の対象が出題された。社会調査の種類として、統計調査、市場調査、世論調査、社会調査が繰り返し出題されている。

### 2 統計法

第32回には、2007（平成19）年の統計法改正に関する問題、第35回には、現行の統計法に関して基本的な知識を求めた問題が出題され、統計法に定められた調査票情報の二次利用や提供対象、調査票情報等の保護に関する内容が問われた。

2

第31回(2019年)	第32回(2020年)	第33回(2021年)	第34回(2022年)	第35回(2023年)
・面接法 [90]			・面接法 [90]	
・質的調査の記録やデータの収集方法 [90]				
・質的調査の記録やデータの収集方法 [90]		・調査の情報の整理と分析 [90]		
				・KJ法を参考にした意見整理の進め方 [90]

社会調査の種類

### 3 社会調査における倫理

第33回には、主に「社会調査協会の倫理規程」から社会調査の倫理に関する問題、第34回には、社会調査の倫理と個人情報保護に関する問題が出題された。

### 4 社会調査における個人情報保護

第34回には、個人情報保護に関する内容が社会調査の倫理とともに出題された。

### 5 量的調査の方法

この項目からは毎回3〜4問程度出題されており、近年では基本的な知識が求められる問題が多い。特に、質問紙の作成、質問紙を用いる調査方法として訪問面接調査、留置調査（配票調査）、郵送調査などの特徴、量的調査の集計・分析などが繰り返し出題されている。第35回には、標本調査、測定と尺度、質問紙を作成する際の留意点に関する3問が出題された。

### 6 質的調査の方法

この項目からは毎回2問程度出題されており、観察法や面接法、質的調査の整理・分析などに関する問題が多い。  
第35回には、参与観察、KJ法を参考にした意見整理の進め方に関する問題が出題された。

3

## 【例1】 社会調査の実施に当たってのITの活用方法

この項目からは第31回以降出題されていない。

### 対策

毎回、量的調査と質的調査に関する問題が大部分を占めており、第35回以降は、ここから5問が出題されている。量的調査の方法からは、全数調査と標本調査、質問紙の作成方法や質問紙、調査票の配布と回収方法、集計と分析などに関する出題が多い。また、質的調査の方法からは、観察法と面談法が繰り返し出題されており、今後もこれらの基礎的な知識を問う問題が中心になると思われる。

特に、質問紙の作成や集計・分析の方法については、具体的な調査において実践できるように、抜本的に習得することが望ましい。また、文庫データベースやインターネットによる調査など、ITの活用方法やアンケート、データベースについても学習しておきたい。

その他、社会調査における倫理や個人情報保護などについては、これまでに出版された問題を中心に学習しておく必要がある。

# 社会調査の意義と目的

## 社会調査の意義と目的

- 1 福祉サービス評価  
\* シングル・システム・デザインや実験計画法によって、福祉サービスの効果などを測定することを福祉サービス評価という。社会福祉調査の目的の一つである。
- 2 要因調査  
\* 要因調査はブース (Booth, C.) のロンドン市調査やラウントリ (Rowntree, B.S.) のヨーク市調査に代表される (→p.156基礎知識1)。要因調査では、要因の状態や原因を明らかにし、改善に向けた方策を検討する。社会福祉調査の目的の一つである。
- 3 社会福祉調査の目的  
社会福祉の政策形成、人同行動と社会環境の理解、福祉ニーズの把握、社会資源の把握、福祉サービスの質の評価、ソーシャルワークの知識基盤の形成および実践の科学的根拠を明らかにすること (EBP) などを目的とする。
- 4 EBP (エビデンスベースト・プラクティス)  
\* 「科学的根拠に基づいた実践」のこと。対人援助の実践にあたって、科学的根拠を明らかにし、より有効な方法を考える方。
- 5 科学的とは  
結果についての証拠が明示されていることや、同じような方法で繰り返し同じ結果が得られる再現性があることが、「科学的」であるために必要である。
- 6 アクシオン・リサーチ  
アクシオン・リサーチは、現実の社会問題に対して解決方法を企画・実施、記述、評価し、その過程を相互補足的、相互循環的に体系づけた実践的研究方法である。
- 7 アカウンタビリティ (説明責任)  
\* 調査の実施者は、仮説設定の理由や分析手順および方法の採用理由、データの解釈理由などを説明する責任があることをいう。
- 8 理論仮説と作業仮説  
抽象的な理論仮説を実証的に検討するためには、概念を操作的に定義し、測定可能な変数にする必要がある。実証的検討が可能な具体的な記述による仮説を作業仮説という。
- 9 仮説検証  
先行研究などから仮説を導き出し、その仮説の正否の検討を目的とした調査設計を仮説検証型調査という。
- 10 基礎調査  
理論を発展させることを主な目的として実施する調査をいう。実践的な問題解決にすぐに役立つとは限らない。
- 11 応用調査  
応用調査は、解決の必要問題が存在しており、その問題解決のための情報を把握しようとするものである。
- 12 リサーチチャー・プログラム  
\* リサーチチャー・プログラム (説明責任) モデル

## 社会調査の対象

- 13 現場調査  
社会福祉調査は、現地調査によって事実を把握するタイプの情報収集である点に特徴がある。
- 14 集団時特性  
統計調査では、対象集団の集団的特性を問題とし、母集団はその対象集団である。
- 15 シングル・システム・デザイン (単一準拠実験計画法)  
\* \* \* \* \* N=1 (単一事例) を対象に、援助を受けている利用者の行動に変化があったか、その変化は援助によるものかどうかを明らかにし、援助の効果を明らかにしようとするもの。アセスメント、介入方針、ターゲット・プロブレム (解決すべき課題)、変化の測定方法の4要素を明確にしなければならない。
- 16 AB・ABABデザイン  
Aはベースライン期、Bはインターベンション (介入) 期を表し、ベースライン期と介入期を比較することをABデザインという。また、これを繰り返すことをABABデザインという。
- 17 ABC・ABCDデザイン  
援助の過程においては、援助の内容を途中で変更することがある。その場合、Aをベースライン期、最初の介入をB、2番目の介入をCとして、ABCデザインという。また、3番目の介入をDとすると、ABCDデザインという。
- 18 古典的実験計画法 (事前検査コントロール・グループ・デザイン)  
\* \* \* \* \* 無作為部当によって実験群 (実験グループ) と統制群 (コントロール・グループ) を設定し、両グループについてサービス効果の測定に用いる従属変数 (→p.179⑨) を測定したのち、実験群にはサービスを提供し、統制群にはサービスの提供をせず、しばらく時間をおいて両グループについて再び従属変数を測定してその値の変化を比較する方法。
- 19 実験群 (実験グループ)  
実験計画法において、サービス利用などの介入を受けるグループのことを実験群 (実験グループ) という。
- 20 統制群 (コントロール・グループ)  
実験計画法において、サービス利用などの介入を受けないグループのことを統制群 (コントロール・グループ) という。

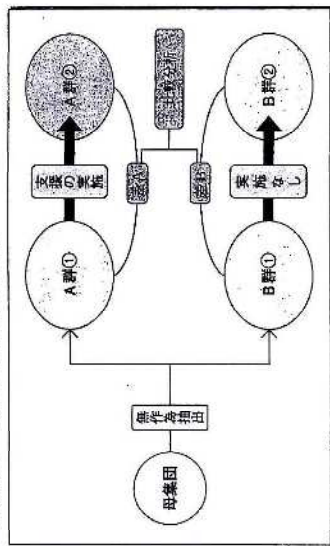


図1 古典的実験計画法

# 統計法

## 効果測定

### ◆統計法の概要

#### ① 統計法の目的

「この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする」(「統計法」第1条)。

#### 統計法の全部改正

旧「統計法」(1947(昭和22)年)を、統計調査によって得られた統計だけでなく、公的機関が作成した統計も含む統計全般を対象とした法律に2007(平成19)年に改題し、近年のインターネットの普及などに対応して、基幹統計のインターネットへの公表などの規定も盛り込まれた。

#### ② 基幹統計

国勢統計や国民経済計算など、行政機関が作成する統計のうち重要なものとして総務大臣が指定した統計を基幹統計として位置づけている(「統計法」第2条第4項)。

#### ③ 加工統計(二次統計)

一次統計で得られたデータについて、何らかの加工を行って得られる統計をいう。

#### ④ 調査票情報の二次利用

社会の発展を支える情報基盤として、調査票情報などの利用や提供をすることを進めようとするもの。「統計法」第3章で規定している。

#### ⑤ 調査票情報等の保護

「統計法」第4章で規定されている。調査票情報などの適正管理や利用制限など、情報の保護について規定している。

#### ⑥ 匿名データの適正管理義務

「統計法」により、学術目的などの理由で匿名データ(個人や企業が特定できない形で加工されたデータ)の提供を受けることができるが、そのデータの管理については適正管理義務が生じる。

#### ⑦ 守秘義務

統計調査の情報を目的以外に利用・提供した場合の罰則が規定されている。守秘義務規定に違反した者は、2年以下の懲役または100万円以下の罰金。

#### ⑧ かつり調査の禁止

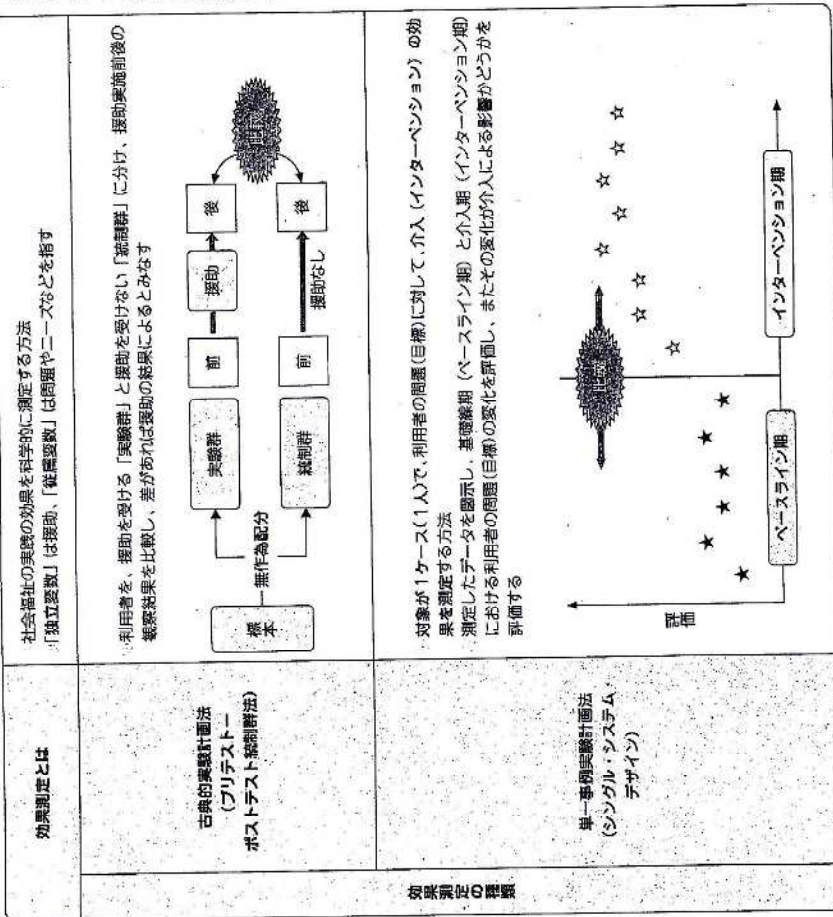
公的な調査と思わせるような紛らわしい表示や説明を行って、情報を得る行為を「かつり調査」とよび、禁止している。違反者および求業者は2年以下の懲役または100万円以下の罰金。

#### ⑨ 公的統計の整備に関する基本的な計画

公的統計の総合的整備を政府全体で行うため、閣議決定によって基本計画を定める。基本計画はおおむね5年ごとに見直しを行う。

#### ⑩ 統計委員会

基本計画案などを専門的に作成することなどを目的として、統計委員会が内閣府内に設置されている。「統計法」第5章で規定されている。



統計法の概要 (統計局ホームページより抜粋)

従来の統計法を全部改正 (統計報告罰則法を廃止) して、統計調査によって作成される統計のみならず、公的機関が作成する統計全般を対象とした法律に改題

1. 目的 (第1条)

公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与

2. 公的統計の体系的整備 (第2条～第31条)

- ・国勢統計、国民経済計算及び行政機関が作成する統計のうち重要なものとして総務大臣が指定した統計を基幹統計として位置づけ
- ・公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画を閣議によって決定することを法定化 (おおむね5年ごとに変更)
- ・国民経済計算の作成基準をあらかじめ取定・公表することにより、中立性・客観性を確保
- ・行政機関が行う統計調査について、総務大臣が審査・承認を行うことにより品質確保や重複是正を図るとともに、報告義務やかたり調査の禁止などの規定を整備することにより、基幹統計を作成するための調査 (基幹統計調査) における適正な報告を担保
- ・統計調査以外の方法により作成される基幹統計について、総務大臣が必要に応じて意見を述べることとする
- ・行政機関が保有する各種の情報を統計の作成に活用する仕組みを整備することにより、統計作成の正確性や効率性を向上させるとともに、統計調査における被調査者の負担を軽減

3. 統計データの利用促進と秘密の保護 (第32条～第43条)

- ・委託に応じた集計による統計の提供や、匿名性の確保措置を講じた調査票情報 (匿名データ) の提供に関する規定を整備することにより、学術研究等の需要に対応 (提供の対価として手数料を徴収)
- ・公的統計の作成に用いられなかった調査票情報等について、適正な管理義務や守秘義務、目的外利用の禁止などの規定を整備するとともに、これらの規定を統計調査事務の受託者に対しても同様に適用
- 4. 統計委員会の設置 (第44条～第51条)
  - ・基本計画案など、法律の定める事項について専門的かつ中立公正な調査審議を行う統計委員会を内閣府に設置することにより、公的統計の総合的かつ体系的な整備を推進

5. 罰則等

- 権則 (第52条～第56条)
  - ・公的統計の利用者の利便を図るため、統計の所在情報の提供を義務化
  - ・法の施行状況を統計委員会に報告するとともに公表
- 罰則 (第57条～第62条)
  - ・秘密漏えい等に関する罰則の適用対象を行政機関が行う統計調査のすべてに拡大。また、統計調査事務の受託者に対する罰則規定を明確化

○ 施行 (附則第1条)

- ・公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日
- ・ただし、基本計画や統計委員会に関する規定等については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

目的	「公的統計」の作成および提供に関し基本となる事項を定めることにより、国民経済の健全な発展および国民生活の向上に寄与することを目指す
基幹統計	行政機関が作成する統計で、全国的な政策を企画立案を行ううえで重要な統計、民間における意思決定または研究活動のために広く利用される統計などに該当するなかから総務大臣が指定するもの 現在56の統計が指定されている 総務大臣は、5年ごとに、人および世帯に関する主要調査 (国勢調査) を行い、国勢統計を作成しなればならない 内閣総理大臣は、毎年少なくとも1回、国民経済計算を作成しなればならない 労働力調査、家計調査、人口動態調査、毎月労働力統計調査、医療施設統計、患者調査、国民生活意識統計、生命表 など
情報提供	統計の研究や教育など公益に資するために使用される場合に限り、二次的に利用をすることが可能 行政機関との共同研究など高度な公益性を有する研究などに限り、提供することができる 学術研究目的、大学などの高等教育目的または国際社会におけるわが国の利益の増進、国際経済社会の健全な発展などに限りに限り、提供することができる
統計委員会	内閣府に、委員13人以上以内で組織される統計委員会を置く 基本計画案など、法律の定める事項について専門的かつ中立公正な調査審議を行う

表1 基幹統計一覧 (2011年3月現在)

内閣府(1)	文部科学省(4)	経済産業省(4)
国民経済計算	学校基本調査	工業統計調査
高齢者(14)	学校保健統計	経済産業省生産動態統計
国勢統計	学校教員統計	商業統計
住宅・土地統計	社会教育調査	埋蔵鉱量統計
労働力調査	厚生労働省(8)	ガス事業生産動態統計
小売物価統計	人口動態調査	石油製品需給動態統計
家計調査	毎月労働統計調査	商乗動態統計調査
個人企業経営調査	毎月労働統計調査	特定サービス産業実態統計
科学技術研究調査	産業労働者生産動態統計調査	経済産業省労働時間等調査統計
地方公務員給与実態調査	医療施設統計	経済産業省企業活動基本統計
就業構造基本調査	学者調査	鉱工業指数
全国消費実態統計	黄金構造基本統計	国土交通省(9)
全国物価統計	国民生活意識統計	港湾統計
社会生活基本統計	生命表	運輸動態統計
経済構造統計	農林水産省(7)	建築業工統計
産業連関表	農林業構造統計	建設業等生産動態統計調査
財務省(1)	牛乳製品統計	建設工事統計
法人企業統計	海産物統計	船員労働統計
国税庁(1)	海面漁業生産統計	自動車輸送統計
民間給与実態統計	漁業センサス	内航船舶輸送統計
	木材統計	法人土地基本統計
	農業経営統計	(合計56)

資料：業務報告統計、政策報告書 (統計基準組閣)・統計情報部 基幹統計一覧より作成

# 社会調査における倫理

## ◆社会調査における倫理

1 社会調査に関するさまざまな倫理規定  
☆☆☆

日本社会福祉士会では、倫理綱領で「社会福祉士は、すべての調査・研究過程で利用者の人権を尊重し、倫理性を確保する（倫理基準Ⅳ 専門職としての倫理責任）」ことを、また行動規範で「社会福祉士に関する調査研究を行い、結果を公表する場合は、その目的を明らかにし、利用者等の不利益にならないよう最大限の配慮」をすること、「事例研究にケースを提供する場合は、人物を特定できないように配慮し、その関係者に対し事前に承認を得ることを述べている。

また、文部科学省と厚生労働省が出した「医学研究に関する倫理指針」（2002（平成14）年）、厚生労働省が出した「臨床研究に関する倫理指針」（2003（平成15）年）、社会調査協会（旧社会調査士資格認定機構）が定めた「倫理規程」などがあり、確認が必要である。

2 研究の公共性

研究は公共的な営みであり、他者に何らかの影響を及ぼす。他者が研究の結果にアクセスすることを想定して、責任ある形で成果が公表されなければならない。

3 FFP（複製・改ざん・盗用）

社会調査を行ううえで、避けるべき以下の事項をいう。  
①複製 (fabrication) = 存在しないデータの作成  
②改ざん (misinformation) = データの変更・偽造  
③盗用 (plagiarism) = 他人のアイデアやデータや研究成果を引用なしで使用する (日本学術会議・学術と社会者調査委員会報告「科学における不正行為とその防止について」平成15年6月）p.3)

4 プライバシーの権利

調査者は被調査者に不必要な個人情報情報を質問するべきではなく、個人情報情報は研究目的に沿って設定し、目的以外には使用しないことを説明する必要がある。

5 インフォームド・コンセント

インフォームド・コンセントとは、説明・理解に基づく合意および同意のことをいう。社会調査では、①調査手順、②被調査者の不利益および利益、③手続きについて質問し回答を得られること、④他の選択可能な手続き、⑤調査を拒否・中断できることについて十分に説明し、同意を得る必要がある。この手続きをインフォームド・コンセントという。

6 調査参加者の自発的参加

被調査者は自発的に調査に参加しているものであり、調査の中断や参加を断ることで不利益を受けないことを十分に説明しなくてはならない。また、調査者は被調査者の決定を尊重しなければならない。

7 匿名の権利

調査によって得られたデータは母集団を代表する標本として扱われ、個人の情報として扱うべきではない。また、事例調査などの場合でも、個人が特定できないよう配慮を行う必要がある。これらのことについて被調査者に説明する必要がある。

8 記録保持 (コンプライアンス)

調査者は調査過程において得られたデータについて、その取扱いを漏らしてはならないという、記録保持の義務をもつ。

9 同意書

インフォームド・コンセントを実施したうえで、その内容の記録として同意書を作成しておく必要がある。

10 データの管理

調査によって得たデータは、同意に基づいて得られたデータであり、同意された目的以外に使用してはならない。

表2 社会調査倫理綱領

### 社会調査倫理綱領

- 第1条 社会調査は、常に科学的な手続にのっとり、客観的に実施されなければならない。調査者は、納えず調査技術や作業の水準の向上に努めなければならない。
- 第2条 社会調査は、実施する国々の国内法規及び国際的指針を遵守して実施されなければならない。調査者は、故意、不注意にかかわらず社会調査に対する社会の信頼を損なうような行為をしてはならない。
- 第3条 調査対象者の能力は、自由意志によるものでなければならぬ。調査者は、調査対象者に能力を求めず、この点について誤解を招くようなことがあってはならない。
- 第4条 調査者は、調査対象者から求められた場合、調査データの提供先と使用目的を知らせなければならない。調査者は、当初の調査目的の趣旨に合致した2次分析や社会調査のアーカイブ・データとして利用される場合および教育研究機関で教育的な目的で利用される場合を除いて、調査データが当該社会調査以外の目的には使用されないことを保証しなければならない。
- 第5条 調査対象者が求めた場合には、調査員は調査員としての身元を明らかにしなければならない。
- 第6条 調査者は、調査対象者のプライバシーの保護を最大限尊重し、調査対象者との信頼関係の維持に努めなければならない。社会調査に協力したことによって調査対象者が不利益を被ることがないよう、適切な予防策を講じなければならない。
- 第7条 調査者は、調査対象者をその性別・年齢・年齢・出身・人種・エスニシティ・障害の有無などによって差別的に取り扱ってはならない。調査票や報告書などに差別的な表現が含まれないよう注意しなければならない。調査者は、調査の過程において、調査対象者および調査員を不慮にするような差別的な言動や行動がなされなければならないよう十分配慮しなければならない。
- 第8条 調査対象者が年少者である場合には、調査者は得にその人権について配慮しなければならない。調査対象者が18歳以下である場合には、まず保護者もしくは学校などの責任ある成人の承認を得なければならない。
- 第9条 記録媒体を用いる場合には、原則として調査対象者に調査の前または後に、調査の目的および記録媒体を使用することを知らせなければならない。調査対象者から要請があった場合には、当該部分の記録を複製または削除しなければならない。
- 第10条 調査者は、調査記録を安全に管理しなければならない。とくに調査票原票・標本リスト・記録媒体は厳重に管理しなければならない。

資料：社会福祉士会倫理綱領委員会編「社会福祉士会倫理綱領」⑤社会調査の基礎（第2版）中央法規出版、2010年、143頁

## 社会調査における個人情報保護

- 社会福祉士の倫理規範の倫理基準のなかに、利用者に対する倫理責任として、社会福祉士は、「利用者のプライバシーを最大限に尊重し、関係者から情報を得る場合、その利用者から同意を得る（プライバシーの尊重）」「利用者や関係者から情報を得る場合、業務上必要な範囲にとどめ、その秘密を保持する（秘密の保持）」ことが定められている。
- 社会福祉士の行動規範のなかの情報の共有に関して、社会福祉士は、「利用者の情報を電子媒体等により取り扱う場合、厳重な管理体制と最新のセキュリティに配慮しなければならない」「利用者の個人情報の乱用・紛失その他あらゆる危険に対し、安全保障に関する措置を講じなければならない」「電子情報通信等に関する原則やリスクなどの最新情報について学ばなければならない」と定められている。
- 研究や調査におけるプライバシーの尊重や秘密の保持への配慮として、対象者・協力者などの氏名や住所、利用している施設（機関）の名称といった固有な名詞は、原則として個人が特定されないように無作為のアルファベットで表記し、年齢は○歳代（生年月日は生年まで）を記載することが望ましい。
- データ管理の留意点として、個人情報を含んだデータシートや記入用紙、コンピュータファイルなどについては、個人を特定できる情報（氏名など）を削除したうえで管理する。また、各データファイルはできるだけパスワードプロテクションなどのセキュリティ対策を講じたうえで、慎重に取り扱う。
- 調査データの物理的な管理は、施設可能な引き出しや棚に収納するなどとして、第三者の目に触れることがないようにし、必要がなくなった時点で破棄しなければならない。

## 過去問に挑戦！

**問題** 事例を読んで、次の記述のうち、Aさんが社会調査を行ううえで、調査倫理上の観点から避けるべきことを一つ選びなさい。

※20問 (2011年) D70

【事例】

ある障害者の団体でボランティアを数年間続けてきた大学生のAさんは、卒業論文のテーマとして障害者のいる家族の意識を研究することになった。その団体は、障害者の家族が参加するワークショップを頻繁に行っている。Aさんはその運営をサポートしており、出席者の会話や交流の様子を詳しく観察することができる。

- 1 ワークショップの参加者に、質問紙調査への回答を依頼する。
- 2 ワークショップの様子を観察し、どのような会話や出来事があったかを、帰宅後メモに記録する。
- 3 ワークショップの参加者に調査の趣旨を説明し、半構造化インタビューへの協力を依頼する。
- 4 出席者の了解を得てワークショップを録画する。
- 5 大学のゼミにおいて、逐語記録をそのまま提示して発表を行う。

答え

社会調査においては、被調査者には匿名の権利があり、事例調査などの場合であっても、個人が特定できないような配慮が必要である。5は倫理上の観点から避けるべきことである。

## 過去問に挑戦！

**問題** 社会調査を実施する過程での個人情報の取り扱いに関する次の記述のうち、適切なもの一つを選びなさい。

※20問 (2010年) D71

- 1 社会調査で得られたデータは公表が原則であり、標本調査で得られた氏名、性別、年齢など対象者の属性も、広く公表すべきである。
- 2 社会調査で得られた個人情報は、鑑つきの目に触れないようにすべきである。
- 3 社会調査で得られたデータを共同研究者と検討する際には、調査対象者の意向がどうであれ、個人情報を搬運しなくてもよい。
- 4 事例研究など調査対象者の個人情報を取り扱う場合には、調査対象者の意向がどうであれ、できる限り匿名化すべきである。
- 5 社会調査は公益性が高いので、標本抽出の目的で、選挙人名簿や住民基本台帳から自由に個人情報を得ることができる。

答え

2

社会調査の実施に際しても個人情報の保護が求められる。調査実施者は個人情報取扱い事業者として「個人情報保護法」の対象となる。法の規定のみならず、単元3の倫理規定にも配慮が必要である。標本調査によって得られた対象者の属性は個人の情報として扱うべきではなく、公表すべきではない（1は適切でない）。共同研究者との検討に際しても、個人情報の情報交換にあたっては調査対象者の同意が必要である（3は適切でない）。事例研究などの場合、調査対象者の意向によっては、匿名化せずにおくことも可能である（4は適切でない）。社会調査にあたっては、調査対象者の自発的参加、インフォームド・コンセントなどの倫理規定があり、また、「個人情報保護法」においても、情報の適正な取得が規定されている（5は適切でない）。



# 量的調査の方法

## ◆全数調査と標本調査

- ① 全数調査 (全数調査) …… 研究対象のすべてを調査対象とする調査のことである。  
標本調査 (サンプル調査) …… 研究対象から抽出した標本 (サンプル) を調査対象とする調査のことである。  
③ 典型調査 …… 研究対象から典型的な集団を選び出して調査対象とする調査のことである。
- ② 標本抽出の方法  
標本抽出の方法は、無作為抽出 (確率標本抽出) と有意抽出 (非確率標本抽出) があり、それぞれに何種類かの方法がある。  
無作為抽出 …… 調査対象となる集団から無作為に標本を抽出すること。乱数表などを使用して偏りなく均等な確率で抽出する。  
有意抽出 …… 調査対象となる集団から調査者が意図的に標本を抽出すること。標本が選ばれる確率は均等ではない。

- ③ 標本偏差 \*  
サンプリングに伴って生じる、母数と標本の統計量との間の誤差のことである。
- ④ 測定偏差 \*  
測定におけるさまざまな偶然およびミスによって生じる誤差のことである。
- ⑤ 標準偏差 \*  
標準偏差は平均値を中心にしたデータの散らばりの程度を示す数値の量の一つ。
- ⑥ 母集団と母数 \*\*  
母集団は研究の対象全体を指すものであり、その平均や分散、標準偏差、相関係数などの数理的特性を母数という。
- ⑦ 正規分布  
さまざまな確率分布のなかで最も基本的な分布。平均値を中心に左右対称な山形を描く。物理現象や生体に関する測定値は、十分な測定回数で確保されることによってこの形になることが知られている。

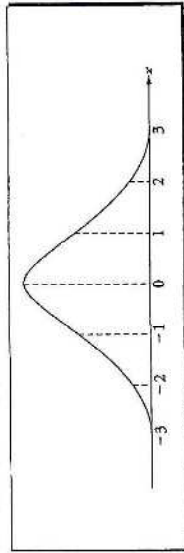


図2 正規分布  
 分布の位置を示す値で代表値の一つ。分布が左右対称でない場合は、中央値のほうが分布の位置を示す値として適している。

- ⑧ 平均値  
データを大きさ順に並べたときの中央の値をいう。
- ⑨ 中央値 (メディアアン)  
データの最も大きい値のこと。

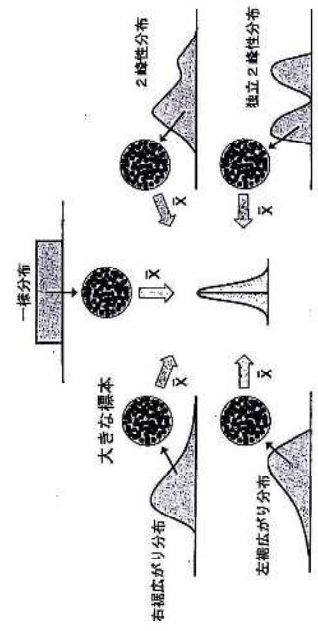
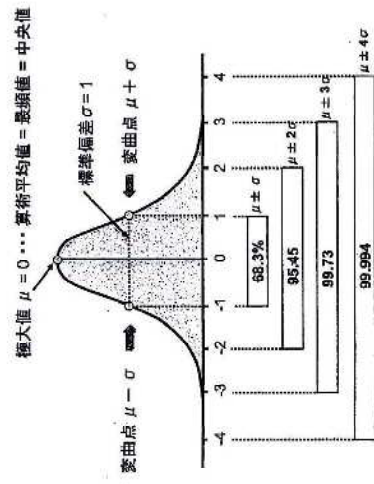
# 正規分布の特徴

## 正規分布とは

生物現象など、自然界で観察される多くの計測値は、何であれ、平均値に近いほどその出現率が高く、平均値からその両側に値が遠ざかるにしたがって出現頻度は少なくなる。このうち、同じものを何度も何回も繰り返して計測し、平均値からのずれ (誤差) の大きさを求め、その出現度数を描いてみると、平均値を中心として左右対称の釣り鐘状の分布型となることが多い。1812年に数学者ガウスは、この純粋な条件で繰り返して計測した時に、一貫して現れる分布型を発見し、それを正規分布 normal distribution と名付けた。発見者の名前をとって、ガウス分布 Gaussian distribution ともよばれる。

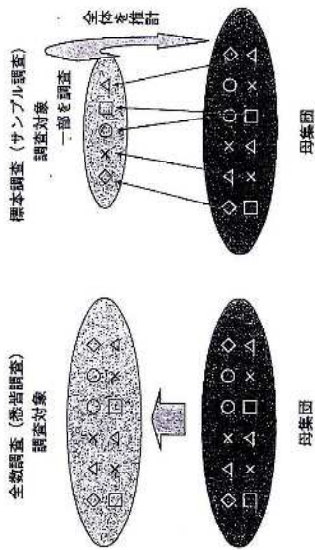
## 正規分布と確率

ガウスの正規分布には、いろいろな重要な特徴があり、統計処理では、その特徴がよく使われる。分布が正規分布のときは、平均値±標準偏差の中に全体の68.3%のデータが含まれ、平均値±2標準偏差の中に95.45%、平均値±3標準偏差の中に99.73%のデータが含まれると予測できる。



中心極限定理: 大標本の場合、どんな分布から抽出しても、標本平均は正規分布

図1 全数調査と標本調査



標本抽出の無作為化

母集団から標本を取り出すためにある個体を選ぶとき、その母集団中のどの個体も選ばれる確率が等しく、かつそれぞれの個体が独立して選ばれる必要がある。そのような標本の取り出し方を、無作為抽出 (randomization) と呼び、母集団の状態を標本から偏りなく推定する上で重要な要素となる。無作為抽出の方法論は多岐にわたるが、次の4つが代表的な方法である。

単純無作為抽出法

標本を抽出する際に、人為的要素 (作意や主観など) の混入を防ぐために、カードまたはくじをひいたり、乱数表 (無作為に並んだ数値の表) を用いたりして、個体番号を定める。またコンピュータで擬似乱数を発生させて標本を抽出する方法もある。

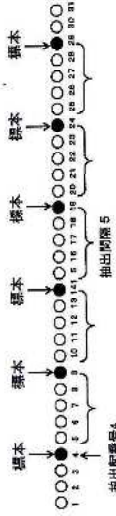
04 43 13 37 00	79 68 96 26 60	70 39 83 66 56	62 03 55 86 57	77 55 33 62 02
84 90 90 66 77	63 99 25 69 02	09 04 03 35 78	19 79 95 07 21	02 84 48 51 97
28 55 53 09 48	86 28 30 02 35	71 30 32 06 47	93 74 21 86 33	49 90 21 69 74
05 33 18 08 51	51 78 57 26 17	34 87 96 23 95	89 99 93 39 79	11 28 94 15 52
28 89 65 87 08	13 50 63 04 23	25 47 37 91 13	52 62 24 19 94	91 67 48 57 10
30 29 43 65 42	78 66 28 55 80	47 46 41 90 08	55 98 78 10 70	49 22 05 12 07
01 85 54 96 72	66 86 65 64 60	56 59 75 36 75	46 44 33 63 71	54 59 06 44 75
10 91 46 96 86	19 83 52 47 53	65 00 51 93 51	30 80 05 19 29	56 23 27 19 03
95 74 62 60 63	51 57 32 22 27	12 72 72 27 77	44 67 32 23 13	67 95 07 76 30
05 85 40 25 24	73 52 93 70 50	48 21 47 74 63	17 27 27 51 26	35 96 29 00 45

乱数表の見本

乱数の数値を目で選り、そこから順に数値を読み取っていく。例えば1~80の番号から任意の数値を10個取り出すには、始点の乱数から順に数値を読み、その範囲に入った数値があれば抜き出し、10個抽出されたら終了する。また、11~20のランダムな並びを作るには、その範囲の数値に相当するものを順に抜き取り書き出していき、同じ数値が選ばれたときは、2回目は無視する。この抽出操作を全ての数値が揃うまで行うが、全ての数値が揃うのに、元の例よりも時間がかかる。

系統抽出法

母集団の全個体に通し番号をつける。標本の最初の個体 (抽出開始番号) だけは乱数表などでランダムに選ぶ。それ以降の個体は、その数字から始めて一定間隔で順に抽出する。



抽出方法	メリットとデメリット
<p>単純無作為抽出法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 乱数表を使って無作為抽出をする最も基本的な方法</li> </ul> <p>系統抽出法 (等間隔抽出法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 母集団の1人を乱数表で抽出し、2人目以降は、母集団の抽出間隔を抽出しようとする標本数で割って算出した抽出間隔をもとに、名簿上で等間隔に抽出していく方法</li> </ul> <p>層化抽出法 (層別抽出法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 母集団を属性などによって層化し、その層ごとく抽出する方法。層層ごとの人口規模に応じて標本数を各層層に割り当てる</li> </ul> <p>2段階抽出法 (多段抽出法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 母集団からまず第一抽出単位を抽出し、さらにその中から第二抽出単位を抽出する方法。たとえばある県を母集団とする場合、まずその県の市町村から抽出し、抽出された市町村の中から再び標本を抽出する。第三抽出単位以上を抽出する場合は、多段抽出となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● メリットとデメリット</li> <li>● 多数標本の抽出に適している</li> <li>● 効率が悪い</li> <li>● 標本数が多い場合に適している</li> <li>● 名簿の書き間違いに留意性がある (部署別など) 場合は要注意</li> <li>● 手書きを選別に行えば、手算を抑え、標本誤差を最小化できる</li> <li>● 手算を抑えらる</li> <li>● 標本誤差が大きくなる</li> </ul>
<p>2段階抽出法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● はじめに地域や産業構造によって層化しておき、各層から地域を抽出したあと、第二抽出を行う方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全面を対象とする調査に適している</li> </ul>

表1 無作為抽出の方法